

## 維持管理計画書

維持管理基準	措置
<p>汚染土壌が腐食や飛散、及び悪臭発散しないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>えん堤による流出防止と覆土によって飛散防止を図るとともに、外周に有刺鉄線を設置する。</p> <p>腐食防止対策・飛散防止対策・悪臭発散防止対策は即日覆土を行います。また、受入の都度、散水車による散水を行う。</p> <p>計量設備の後に洗車設備を設置する。</p>
<p>地下浸透防止措置として遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>1カ月に1回以上目視の点検を行い遮水工の破損が確認した場合は直ちに補修等の必要な措置を講ずる。</p> <p>地下水の水質検査結果が基準値を超過した場合は直ちに受け入れを中止し、遮水工の点検調査を行う。</p> <p>地震、台風等の災害発生直後には、直ちに点検を行い遮水効果の低下の恐れがある場合は直ちに補修等の必要な措置を講ずる。</p>
<p>地下浸透防止措置として埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2箇所以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>(1) 埋立処分開始前に地下水検査項目、電気伝導度及び塩化物イオンについて測定し、かつ記録すること。</p> <p>※地下水等の汚染の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない場合にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンを除く。</p> <p>(2) 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回以上測定し、かつ記録すること。</p> <p>※埋め立てる汚染土壌の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、測定を要しない。</p> <p>(3) 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(4) 測定した電気伝導率及び塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>地下水は処理場周縁に地下水検査用の観測井戸を2箇所設置し、以下の検査による検査を行う。</p> <p>埋立処分開始前に地下水検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、記録する。</p> <p>埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回以上測定し、記録する。</p> <p>埋立処分開始後、電気伝導率及び塩化物イオンについて1月に1回以上測定し、記録する。</p> <p>電気伝導率を測定し、急激な変化があつた場合を異常として、速やかに、地下水検査項目を測定し、かつ記録する。</p>

<p>地下水等の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p> <p>※水質悪化の原因が当該処理施設以外にあることが明らかであるものを除く。</p>	<p>地下水の水質検査において地下水検査項目で基準値を越えた場合、関係官庁へ連絡を行い、直ちに搬入を停止し、原因を追究し必要な対策を実施する。</p> <p>水質悪化時の対応フロー</p> <pre> graph TD     A[地下水水質悪化を確認] --&gt; B[搬入停止]     B --&gt; C[美唄市役所・空知総合振興局へ連絡]     C --&gt; D[原因調査]     D --&gt; E[対応協議]     E --&gt; F[措置]     F --&gt; G[安全性確認]     G --&gt; H[搬入再開] </pre>
<p>調整槽を定期的に点検し、調整槽が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>定期的な点検を行い損壊のおそれがある場合は速やかに必要な措置を講ずる。</p> <p>点検項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ごみの混入、土砂等の堆積の確認</li> <li>②表面のひび割れ、亀裂等の確認</li> <li>③コンクリートの剥離、鉄筋の露出等の確認</li> <li>④構造物の沈下の確認</li> <li>⑤水位の確認</li> </ul>
<p>浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>(1) 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>(2) 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p>	<p>日常の適切な水質管理を実施する。</p> <p>装置の定期的な点検を実施し、異常が確認された場合は補修を実施する。</p>

<p>(3) 放流水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>①排水基準等に係る項目(②の項目を除く)について、1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>②水素イオン濃度、BOD、COD、SS及び窒素含有量について、1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>※ 埋め立てる汚染土壌の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目は1年に1回以上測定し、かつ記録すること。</p>	<p>冬季間の水温低下対策として加温装置を設置する。</p> <p>水質検査を定期的の実施し、記録簿に記録する。</p> <p>基準のとおり水質検査を実施する。</p> <p>放流水の水質が基準値を超過した場合は、直ちに放流の停止及び受入を中止して原因究明を行う。対策を実施して水質が基準値以下になったのを確認してから、受入を再開する。</p>
<p>処分場周囲に敷設された地表水が埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他必要な措置を講ずること。</p>	<p>定期的な点検を行い、開渠に土砂等の堆積がある場合、速やかに除去作業をする。</p>
<p>通気設備を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。</p>	<p>密管(φ200mm)を2本、法面式ガス抜管(φ200mm)を3箇所設置する。</p>
<p>埋立て処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。</p>	<p>最終覆土を100cm以上で覆い、開口部を完全に閉鎖する。</p>
<p>閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>覆いの定期的な点検を行い、損壊があった場合は補修を行なう。</p>
<p>埋め立てられた汚染土壌の種類及び数量並びに処理施設の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。</p>	<p>受入管理記録簿、維持管理用チェックシートを廃止まで保存する。</p>
<p>処理施設からの浸出液による周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>(1) 埋立処分開始前にダイオキシン類の濃度を測定し、かつ記録すること。</p> <p>(2) 埋立処分開始後、1年に1回以上ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ記録すること。</p> <p>※ 埋め立てる汚染土壌の種類並びに保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らしてダイオキシン類による最終処分場周縁の地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな場合は、測定を要しない。</p> <p>(3) 測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ記録すること。</p>	<p>埋立処分開始前にダイオキシン類の濃度を測定し、かつ記録する。</p> <p>埋立処分開始後、1年に1回以上ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ記録する。</p> <p>電気伝導率を測定し、急激な変化があった場合を異常として、速やかに、地下水検査項目を測定し、かつ記録する。</p>

<p>地下水等の水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p> <p>※原因が当該処理施設以外にあることが明らかであるものを除く。</p>	<p>地下水の水質検査においてダイオキシンが基準値を越えた場合、関係官庁へ連絡を行い、直ちに搬入を停止し、原因を追究し必要な対策を実施する。</p> <p>水質悪化時の対応フロー</p> <pre> graph TD     A[地下水水質悪化を確認] --&gt; B[搬入停止]     B --&gt; C[美唄市役所・空知総合振興局へ連絡]     C --&gt; D[原因調査]     D --&gt; E[対応協議]     E --&gt; F[措置]     F --&gt; G[安全性確認]     G --&gt; H[搬入再開] </pre>
<p>汚染土壌処理業に関する省令の規定により設けられた排水処理設備の維持管理は次により行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質がダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）別表第2の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度（法第15条第2項第7号に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画においてより厳しい数値を達成することとした場合にあっては当該数値）に適合することとなるよう維持管理すること。</p> <p>※放流水に係るダイオキシン類の排水基準は10pg-TEQ/㎥</p> <p>ロ 放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を1年に1回以上行い、かつ記録すること。</p>	<p>1カ年に1回以上の定期的な検査を行い管理用チェックシートにて記録し、廃止まで保存する。</p>
<p>維持管理積立金を積み立てること。</p>	<p>維持管理積立金を積立たず。</p>
<p>残余の埋立容量について、1年に1回以上測定し、記録すること</p>	<p>残余の埋立容量について、1年に1回以上測定し、記録する。</p>

<p>汚染土壌の受け入に関する計画</p>	<p>全25項目第二溶出量基準を超えるものは受入れない。</p>
<p>汚染土壌の処理施設であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。</p>	<p>見やすい場所に表示板を設置する。表示すべき内容に変更が生じた場合速やかに書き換えます。</p>
<p>擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>定期的な点検を行い、損壊のおそれがある場合又は損壊箇所が見つかった場合は搬入を停止し、原因を追求しただちに防止措置及び補修を実施する。</p>
<p>埋め立てる汚染土壌の荷重その他予想される負荷により、遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、汚染土壌を埋め立てる前に表面を砂その他の物により覆うこと。</p>	<p>遮水工上部に礎砂等50cmを敷均し保護する。</p>
<p>緊急事態の対応に関する計画</p>	<p>緊急事態の対応においては、緊急事態の発生内容により以下の連絡（連絡体制組織図のとおり）を行うことで対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 人命にかかわる緊急を要する場合 → 消防署、本社、美唄支店</li> <li>② 作業時などにおける人身事故 → 警察署、労働基準監督署、本社、美唄支店</li> <li>③ 地下水及び放流水の水質が基準値を超えた場合、災害などにより構造物に重大な損壊を与えた場合 → 美唄市役所、空知総合振興局、本社、美唄支店</li> </ul>

## 維持管理計画書

(維持管理に関しては、維持管理の技術上の基準(安定型及び管理型)による)

維持管理基準	措置
1, 埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	<p>えん堤による流出防止と覆土によって飛散防止を図るとともに、外周に有刺鉄線を設置する。</p> <p>フィルム状の廃プラスチック類の飛散防止対策は他の廃棄物や土砂と混合して埋立てます。即日覆土を行う。</p> <p>ばいじん及び燃え殻の飛散防止対策は他の廃棄物や土砂と混合して、即日覆土を行います。また、受入の都度、散水車による散水を行う。</p> <p>計量設備の後に洗車設備を設置する。</p>
2, 最終処分場の外に悪臭が飛散しないように必要な措置を講ずること。	<p>腐敗物(有機性汚泥、動植物性残さ等)については即時覆土、他の廃棄物は即日覆土を徹底します。また、必要に応じて脱臭剤等の薬剤を散布する。</p>
3, 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備え置くこと。	<p>消火器は処理場入り口に1本、新設浸出水処理施設に2本設置する。</p>
4, ねずみが生息し、及び蚊、はえその他害虫が発生しないよう薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	<p>必要に応じ薬剤散布や覆土を行い、防止する。</p>
5, 埋立地の周辺に設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。  (閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、囲い、杭その他設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと)	<p>施設外周に有刺鉄線を設置し、出入り口には営業時間外に施錠をし、関係者以外の侵入を防止する。</p>
6, 産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	<p>見やすい場所に表示板を設置する。表示すべき内容に変更が生じた場合速やかに書き換えます。</p>
7, 擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	<p>定期的な点検を行い、損壊のおそれがある場合又は損壊箇所が見つかった場合は搬入を停止し、原因を追求しただちに防止措置及び補修を実施する。</p>
8, 埋め立てる産業廃棄物の荷重その他予想される負荷により、遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、産業廃棄物を埋め立てる前に表面を砂その他の物により覆うこと。	<p>遮水工上部に礎砂等50cmを敷均し保護する。</p>

<p>9, 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>1カ月に1回以上目視の点検を行い遮水工の破損が確認した場合は直ちに補修等の必要な措置を講ずる。</p> <p>地下水の水質検査結果が基準値を超過した場合は直ちに受け入れを中止し、遮水工の点検調査を行う。</p> <p>地震、台風等の災害発生直後には、直ちに点検を行い遮水効果の低下の恐れがある場合は直ちに補修等の必要な措置を講ずる。</p>
<p>10, 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2箇所以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>(1) 埋立処分開始前に地下水検査項目、電気伝導度及び塩化物イオンについて測定し、かつ記録すること。</p> <p>※地下水等の汚染の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない場合にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンを除く。</p> <p>(2) 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回以上測定し、かつ記録すること。</p> <p>※埋め立てる産業廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、測定を要しない。</p> <p>(3) 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(4) 測定した電気伝導率及び塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>地下水は処理場周縁に地下水検査用の観測井戸を2箇所設置し、以下の検査による検査を行う。</p> <p>埋立処分開始前に地下水検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、記録する。</p> <p>埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回以上測定し、記録する。</p> <p>埋立処分開始後、電気伝導率及び塩化物イオンについて1月に1回以上測定し、記録する。</p> <p>電気伝導率を測定し、急激な変化があつた場合を異常として、速やかに、地下水検査項目を測定し、かつ記録する。</p>

<p>11, 地下水等の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p> <p>※水質悪化の原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。</p>	<p>地下水の水質検査において地下水検査項目で基準値を越えた場合、美唄市役所、空知支庁へ連絡を行い、直ちに搬入を停止し、原因を追究し必要な対策を実施する。</p> <p>水質悪化時の対応フロー</p> <pre> graph TD     A[地下水質悪化を確認] --&gt; B[搬入停止]     B --&gt; C[美唄市役所・空知支庁へ連絡]     C --&gt; D[原因調査]     D --&gt; E[対応協議]     E --&gt; F[措置]     F --&gt; G[安全性確認]     G --&gt; H[搬入再開] </pre>
<p>12, 雨水が入らないよう必要な措置が講じられ、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみ埋め立てる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>雨水が処分場に流入することがないように、雨水排水設備を設置する。</p>
<p>13, 調整槽を定期的に点検し、調整槽が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>定期的な点検を行い損壊のおそれがある場合は速やかに必要な措置を講ずる。</p> <p>点検項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ごみの混入、土砂等の堆積の確認</li> <li>②表面のひび割れ、亀裂等の確認</li> <li>③コンクリートの剥離、鉄筋の露出等の確認</li> <li>④構造物の沈下の確認</li> <li>⑤水位の確認</li> </ul>
<p>14, 浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>(1) 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>(2) 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p>	<p>日常の適切な水質管理を実施する。</p> <p>装置の定期的な点検を実施し、異常が確認された場合は補修を実施する。</p>



<p>(3) 放流水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>①排水基準等に係る項目(②の項目を除く)について、1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>②水素イオン濃度、BOD、COD、SS及び窒素含有量について、1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>※ 埋め立てる産業廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目は1年に1回以上測定し、かつ記録すること。</p>	<p>冬季間の水温低下対策として加温装置を設置する。</p> <p>水質検査を定期的実施し、記録簿に記録する。</p> <p>P.3-12のとおり水質検査を実施する。</p> <p>放流水の水質が基準値を超過した場合は、直ちに放流の停止及び受入を中止して原因究明を行う。対策を実施して水質が基準値以下になったのを確認してから、受入を再開する。</p>
<p>15, 処分場周囲に敷設された地表水が埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他必要な措置を講ずること。</p>	<p>定期的な点検を行い、開渠に土砂等の堆積がある場合、速やかに除去作業をする。</p>
<p>16, 通気設備を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。</p>	<p>堅管(φ200mm)を2本、法面式ガス抜管(φ200mm)を31箇所設置する。</p>
<p>17, 埋立て処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。</p>	<p>最終覆土を100cm以上で覆い、開口部を完全に閉鎖する。</p>
<p>18, 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>覆いの定期的な点検を行い、損壊があった場合は補修を行なう。</p>
<p>19, 埋め立てられた産業廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。</p>	<p>受入管理記録簿、維持管理用チェックシートを廃止まで保存する。</p>
<p>20, 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>(1) 埋立処分開始前にダイオキシン類の濃度を測定し、かつ記録すること。</p> <p>(2) 埋立処分開始後、1年に1回以上ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ記録すること。</p> <p>※ 埋め立てる産業廃棄物の種類並びに保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らしてダイオキシン類による最終処分場周縁の地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな場合は、測定を要しない。</p> <p>(3) 測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ記録すること。</p>	<p>埋立処分開始前にダイオキシン類の濃度を測定し、かつ記録する。</p> <p>埋立処分開始後、1年に1回以上ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ記録する。</p> <p>電気伝導率を測定し、急激な変化があった場合を異常として、速やかに、地下水検査項目を測定し、かつ記録する。</p>

<p>21, 地下水等の水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p> <p>※原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。</p>	<p>地下水の水質検査においてダイオキシンが基準値を越えた場合、美唄市役所、空知支庁へ連絡を行い、直ちに搬入を停止し、原因を追究し必要な対策を実施する。</p> <p>水質悪化時の対応フロー</p> <pre> graph TD     A[地下水質悪化を確認] --&gt; B[搬入停止]     B --&gt; C[美唄市役所・空知支庁へ連絡]     C --&gt; D[原因調査]     D --&gt; E[対応協議]     E --&gt; F[措置]     F --&gt; G[安全性確認]     G --&gt; H[搬入再開] </pre>
<p>22, 最終処分基準省令の規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質がダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）別表第2の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度（法第15条第2項第7号に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画においてより厳しい数値を達成することとした場合にあっては当該数値）に適合することとなるよう維持管理すること。</p> <p>※放流水に係るダイオキシン類の排水基準は10pg-TEQ/ℓ</p> <p>ロ 放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を1年に1回以上行い、かつ記録すること。</p>	<p>1カ年に1回以上の定期的な検査を行い管理用チェックシートにて記録し、廃止まで保存する。</p>
<p>23, 維持管理積立金を積み立てること。</p>	<p>維持管理積立金を積立ます。</p>
<p>24, 残余の埋立容量について、1年に1回以上測定し、記録すること</p>	<p>残余の埋立容量について、1年に1回以上測定し、記録する。</p>

<p>25, 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の埋立について、埋め立てられた産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録並びに廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合にあつてはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。</p>	<p>廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の埋立について、埋め立てられた産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録並びに廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合にあつてはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存する。</p>
<p>26, 緊急遮断弁の維持管理方法を示すこと。</p>	<p>緊急遮断弁を緊急時以外のメンテ等で操作する場合は、誤操作防止のため、集水ピットの水位を確認し、必ず技術管理者が行う。</p>